

日本公認会計士協会 御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会  
企業会計研究会

## 「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」への回答

2015年4月16日に公表された標記意見募集（以下『意見募集』）について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

### 記

#### 全体的なコメント

会計制度委員会研究資料『我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究』（以下『研究資料』）と『意見募集』を公表して、財務諸表の表示・開示に関する議論を提起した日本公認会計士協会（以下 JICPA）の姿勢に敬意を表したい。財務諸表利用者の団体である当協会にとっても、表示・開示は極めて重要な関心事であり、今後、JICPA の提起した議論に積極的に参加していきたいと考えている。

財務諸表の表示・開示を改善するための新たな会計基準の検討に関する議論には、監査人の団体である JICPA と利用者の団体である当協会はもちろん、会計基準の設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)と財務諸表の作成者の参加は不可欠である。さらに、財務諸表の表示・開示に関連する規則やルールに係る金融庁、法務省、取引所なども含めて、表示・開示の改善に向けて有効な議論が活発になる様に、JICPA に協力していきたいと我々は考えている。

以下、個別の質問項目について、我々の意見を述べる。

#### （質問1）財務諸表の表示・開示について検討すべき事項について

##### ① 注記情報について（主な論点）

- ・ 我が国の会計基準と IFRS において注記情報の開示が要求される項目を比較すると、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても開示を求めべきと考えられる項目がある。例えば、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」や「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記がこれに該当する。
- ・ 一方、財務諸表利用者にとって有用性が低いと思われる注記情報については、開示の簡素化又は省略が可能となるよう検討することが考えられる。

JICPA が例に挙げた「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」や「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記の開示を、日本基準においても求める提案に賛成する。これらの注記により、財務諸表を理解する上での重要な前提にも拘らず、現在の日本基準

には欠けている部分が補完されると考えられるためである。上記の開示が実現すれば、財務諸表を作成する前提となった経営者の判断や、減損、引当金、繰越税金資産の回収可能性などの見積もりに用いた仮定などの理解が容易になり、実績のよりの確な分析や、業績予想や将来キャッシュ・フローの予想に有用な情報が得られることが期待される。

ただし、『研究資料』にある IFRS 任意適用会社の開示例を見ても、会計基準の要約や具体的な数値を示さない抽象的な記述が多く、我々は IFRS 任意適用会社の現状の開示内容に満足している訳ではない。『意見募集』の 3 頁には、財務諸表の「重要な会計方針の注記」についても、「企業の実態に即した、より具体的な記載を求めることも合わせて検討されるべき」と述べられている。JICPA が例示した 2 つの注記の検討においても、どの様に「企業の実態に即した、より具体的な記載」を求めるのかは、極めて重要な論点であろう。

「財務諸表利用者にとって有用性が低いと思われる注記情報について、開示の簡素化又は省略が可能となるよう検討する」のは当然であり、会計基準や実務指針の要約や丸写しのボイラープレートの記述を減らし、注記情報を使い易くするための簡素化や省略には賛成である。しかし、2014 年の『財務諸表等の用語、様式、作成方法等の一部改正』において、財務諸表利用者である我々の強い反対にも拘わらず、製造原価明細表の開示が免除された様な例もある。また、注記を設けた意義に則した記載がされていないために、注記の有用性が低くなっているものも少なくないであろう。

従って、開示の簡素化や省略の議論では、利用者の声に良く耳を傾けた上で、本当に「財務諸表利用者にとって有用性が低い」のか否かを、慎重に判断することが不可欠であろう。我々の議論では、すぐに開示を止めても問題のない注記項目は、具体的には出てこなかった。

#### (質問 1) 財務諸表の表示・開示について検討すべき事項について

##### ② 財務諸表の表示について (主な論点)

- ・ 連結貸借対照表や連結損益計算書といった基本財務諸表の表示に関する会計基準の開発を検討することが考えられる。財務諸表の表示・開示に関連する会計基準としては、現時点では、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」、企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」及び企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」があるのみである。
- ・ 加えて、今日においては我が国の公開会社の株主に占める外国人株主の比率も相応に高いことから、開示される財務情報について言語にかかわらず一元化することが望ましいと考える。

「連結貸借対照表や連結損益計算書といった基本財務諸表の表示に関する会計基準の開発を検討する」という JICPA の提案に賛成する。現行の基本財務諸表の表示は、既存の会計基準、財務諸表等規則、会社計算規則等、さらには取引所の開示ルールなどを反映した結果、整合性や統一性に欠ける面があることは否定できないであろう。会計基準の開発を検討する過程で、既存の制度やルールの制約に捉われずに、使い易い「あるべき基本財務諸表の表示」について議論することは、表示・開示に関する一貫した理念の確立に資する

と共に、我が国の基本財務諸表の品質向上にも有効と考えている。

ただし、「開示される財務情報について言語にかかわらず一元化することが望ましい」という JICPA の見解については、我々の意見が分かれた。IFRS との比較可能性や海外投資家の使い易さの向上を評価する委員が居る一方、基本財務諸表の表示科目を IFRS に合わせる一元化や集約により、IFRS で求められている様な注記による補完が不十分なままに、本表開示の情報量が減る危険性を強く懸念する委員も多い。

同様に、会社法と金融商品取引法で異なる開示の統一も、会社法の開示に合わせた結果、内訳項目の開示が無くなる危険性を懸念する委員が多い。少なくとも上場企業における開示の統一に関しては、会社法の開示に何を付け加えるのかではなく、金融商品取引法の開示から省いても支障のない項目は何かという、利用者の利便性という視点に立った議論が必要であろう。もっとも、金融商品取引法の開示も十分ではなく、連結財務諸表、単体財務諸表ともに、より一層の充実を検討する必要がある。

#### (質問2) その他

本意見募集に記載の事項のほか、我が国の財務諸表の表示・開示において改善すべき事項があれば、ご記載ください。

JICPA が例示した「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」や「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記と共に、我が国の基本財務諸表の品質を向上するために、以下の2項目は早急に議論すべきであろう。

#### **セグメント情報の充実**

2014年の『財務諸表等の用語、様式、作成方法等の一部改正』では、「連結財務諸表においてセグメント情報を注記している」ことを条件に、製造原価明細表の開示が免除された。しかし、2013年の『国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針』で検討すべき項目とされたにも拘わらず、「連結財務諸表におけるセグメント情報の充実」はまったく進んでいない。損益計算書を補完する情報として、セグメント別人件費、セグメント別研究開発費など、企業分析において重要な費用項目の開示を早急に追加すべきであろう。

#### **社債やローンのコベナント情報の開示**

社債に付与されるコベナントは目論見書等で発行開示されるものの、その内容を継続開示で把握するのは困難である。ローン等に係るコベナントの付与状況の開示も、財務諸表利用者にとって十分とは言えない。社債やローンに関するコベナントの種類・有無・遵守状況等の基本的な情報は、特に企業がデフォルトした際の資金回収に大きな影響を与えるため、社債投資家の保護の観点からも、最劣後の地位にある株主の保護の観点からも、貸借対照表を補完する情報として開示を充実すべき重要な項目と考えられる。

以上